管理ナンバー	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案事項番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0800100	保育士資格を有する者に対する幼稚園教員資格認定試験科目の一部免除	教育職員免許法第16条の2 教育職員免許法施行規則第61条の2 教員資格認定試験規則第4条第2項 平成19年度幼稚園教員資格認定試験実施要領	幼稚園教員資格認定試験の実施の方法については、文部科学大臣が定める試験の実施要領によるものとなっています。	保育士資格を有する者に対しては、幼稚園教諭資格認定試験科目の5う、「教育原理」「発達心理学」「保育内容」の3科目を免除する。	幼保一元化の流れを受けた「認定子ども園」は、一貫した保育・教育を実施するものとして保護者から一定の評価を得ているが、その運営をより効果的に行なうためには、保育士と幼稚園教諭の両資格を有する者による職務遂行が望ましい。よって、両資格の取得を促進するため、保育士資格を有する者に対する幼稚園教諭認定試験の一部免除を行なう。なお、幼稚園教諭免許を有する者に対しては、保育士試験科目の一部免除が既に行なわれており、試験科目の一部免除措置の平衡を保つうえでも、本措置は望ましい。	C	—	国としては、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、平成17年度より、保育士資格を有する者のために幼稚園教員資格認定試験制度を創設し、従来の大学等における養成に加えて、試験により免許を取得できるようにしたところです。 しかしながら、そもそも幼稚園教諭免許と保育士資格については、満3歳からの子どもを対象には1日4時間を標準とした教育を行う学校である幼稚園と、保護者の就労等の事情により保育に欠ける0歳からの子どもを対象に1日原則8時間の保育を行う児童福祉施設である保育所という両施設の目的・役割の違いを踏まえたものとなっています。 特に、幼稚園教諭免許保有者は、教職の意義及び幼児理解に関する知識等を有し、適切に教育課程を編成して満3歳からの子どもの指導に当たる能力を有することが求められています。 このため、本試験では、幼稚園教諭免許取得に必要な専門的事項（教職の意義や教育の基礎理論、教育課程や指導法、教育相談等に関する内容）を、「教職に関する科目（１）～（Ⅲ）」及び「指導案の作成に関する試験」の中で当該的に問うことにしています。 このように、幼稚園教諭免許と保育士資格については、求められる能力が異なるほか、本試験には保育士試験にある「発達心理学」「教育原理」「保育実習理論」等の科目区分がないため、「教育原理」「発達心理学」「保育内容」の3科目を免除することは困難です。	右の提案主体からの意見を踏まえ、保育士試験において免除されている科目に係る分野から出題をしない方法は無いのか検討し回答されたい。	①幼稚園教員と保育士の職務の差および同認定試験の差については認識しております。②幼稚園教員資格保有者については、保育士試験科目の「発達心理学」「教育原理」「実技」が免除されますが、それは、幼稚園教員試験においても、名称こそ違え、ほぼ同一内容の試験があり、合格者は、当該科目において所定のレベル以上にあると判定されるゆうえに免除制度があるものと考えます。③よって、保育士資格保有者については、幼稚園教員資格試験において、「発達心理」「教育原理」「実技」に概ね該当する科目については、免除制度をとることは妥当かつ衡平な措置であり、両資格間での平衡のとれた措置と考えます。	C	—	保育士試験は、大学・短大の卒業者等から児童福祉施設等での勤務経験を有する中学校卒業者まで、様々な学習歴・勤務経験を有する者が受験できる仕組みとなっています。 一方、幼稚園教員資格認定試験は、規制改革推進3か年計画を踏まえ、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、教員免許状授与の特例として実施しているものであり、その受験資格は、大学等で教職課程を履修しなかった満20歳以上の高等学校卒業者で、かつ、「保育士」として3年以上の在職経験を有する者に限定しています。 「幼稚園教員資格認定試験の合格者は、当該科目において所定のレベル以上にあるため、保育士試験を受ける際は当該科目が免除される」とのご主張と解しますが、同認定試験の合格者はすでに保育士資格を有している者であるので、保育士試験を改めて受験する必要はなく、したがって、当該合格者が保育士試験の免除制度を受けられるとの趣旨のご意見は当たらないと思います。 幼稚園教員資格認定試験は、上述のとおり保育士資格を有する者に受験資格を限定しているため、保育士資格を有することをもって本試験の試験科目の一部を免除するとした場合、全受験者が免除対象となり、当該免除に係る分野を試験で課す必要性はなくなります。 このことから、幼稚園教員資格認定試験では、免除制度を設けることはできませんが、出題に当たっては、ご指摘の趣旨も踏まえ、幼稚園教諭に求められる資質を判定するために絞った出題内容となるよう、今後ともその精選に取り組んでまいります。			C	—			1057010	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	東京都	文部科学省
0800020	新構造中学校開設	—	—	就職を前提とした中学校の開設	現在、小学校を卒業すれば自動的に、全員が中学校へ、進学するようになっている。しかし、中には、小学校の教科内容を理解できていない児童もいる、と思われる。そうして、そのまま中学校へ進学し、受験競争へと巻き込まれている。このため、いじめも、起こり易い。そこで、就職を前提とした教育を実施する中学校を新たに開設することで、このような状況を改善したい。この学校の卒業生が、派遣社員やパートの占める比率が、正社員の1割以下の企業や、中卒社員の受入体制を整えている企業に採用されれば、卒業生の純粋な能力を伸ばしていくことができるものと考える。	E	—	小・中学校において行われる教育の内容については、教育基本法第5条第2項に規定される目的を実現するため、学校教育法第21条において定められている各目標（学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと、学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと、我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導くこと、等）を達成するよう行うものと定められています。その中では10号「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」もあり、中学校において、職業に関する基礎的な知識や、キャリア形成に対する意識等を養うことと定められています。 今回ご提案いただいた「就職を前提とした教育を実施する中学校」については、 ・義務教育については就職に限らず本人の希望と適正に応じた多様な進路に対応できるために普通教育を行うこととなっており、学校全体として特定の進路のみを前提にすることは妥当ではないこと ・現状としても、中学校卒業者の約98%が高等学校へ進学していること などから、生徒にそのようなニーズは無いと考えられます。 なお、小学校の教科内容を理解していない生徒がいるのではないかとのご指摘については、現在公立小学校においては約3割で習熟度別授業が実施されており、文部科学省としては今後とも、習熟度別指導の実施等により、すべての子どもたちに確かな学力を身につけさせてまいりたいと考えています。 また、中学校においては、各学校において「その他特に必要な教科」を設定することが可能となっており、個々の生徒の希望を踏まえ就職を意識した教科を設定することも可能です。			E	–			1002010	個人	三重県	文部科学省
0800300	通級指導教室設置要件の緩和	学校教育法施行規則第73条の21 学校教育法施行規則第73条の22	通級による指導は、児童生徒の障害に応じた指導を小・中学校の教育課程に位置づけて、学校教育の一環として実施されている必要があり、基本的には学校に必要な設備等を整備して実施されることになります。	深谷市立教育研究所内に通級指導教室として公立小・中学校の分教室を設置する。	深谷市立教育研究所内に通級指導教室として公立小・中学校の分教室を常設として設置する。教育研究所内に設置するがあくまでも独立した施設として位置付ける。 提案理由 発達障害を抱え通常の学級で授業を受けている児童生徒に対して、情緒の安定や、聞こえと言葉の学習を通級指導教室において指導することは重要である。しかし、特に小学校高学年や中学生など授業時間に、他校へ通級することをためらう児童生徒は多数いる。その児童生徒を受け入れるためには、心理的障害を取り除く必要がある。そこで、通級指導教室を学校外に設置し、しかも、多数の児童生徒への対応をするためには、常態として設置する必要がある。このことにより他校へ通級することをためらう児童生徒に対して門戸を開くことになる。また、分教室に配置された教員は、通級指導教室が教育研究所内に設置されることにならが、教育研究所の職務は一切行わない、分教室に配置された教員は、当然のことながら所属校の校長の管理を受けることになるので、所属校の①職員会議への出席②校長による勤務実績の管理③教育課程の管理等、学校への所属を明確にするような処置を講じる。	D	—	分教室も学校の一部であり、児童生徒の通学時間等を考慮して「通級指導教室」として活用して通級による指導を行うことも、現行制度上において可能です。 なお、その際には、分教室も学校の一部であるほか、当該指導が最終的に校長が責任を取り得る体制の中で行われることが必要であり、したがって、当該「通級指導教室」が校長の管理の下に適切に運営される必要があることは当然です。			D	–			1003010	深谷市	埼玉県	文部科学省
0800400	地方公務員の高齢者部分休業への短時間勤務職員並立任用の導入	地方公務員法第26条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律第13条	1週間当たりの通常の勤務時間の1/2の時間（通常週20時間）勤務する育児短時間勤務職員については、2人で同一の職を占めることを可能としています（地方公務員の育児休業等に関する法律第13条）。 （なお、並立任用は育児短時間勤務職員にのみ認められています。）	地方公務員の高齢者部分休業は、1週間を通じて20時間以内で取得可能であるが、教員については、この高齢者部分休業においても、育児休業法における育児短時間勤務職員の並立任用と同様の制度を創設し、同一の職に二人の任用（並立任用）を可能とする。	・学校においては、20代の若手教員、30代、40代の中堅教員、50代の熟練教師がバランスよく配置されることにより、世代間における知識経験の継承が可能であり、また、児童生徒にとっても多様な世代の教師に触れることが望ましい。 ・秋田県教育委員会の教員の年齢構成は別紙1のとおり、40代が多く、20代が極端に少なく、年齢構成がアンバランスになっている。 ・少子化の進展、学校の統廃合等により教職員定数が減少しており、平成21年度からは4年間程度、小中学校における採用者が0となる見込みである。 ・このまま推移すれば学校現場の教員のほとんどが40代、50代となり、若手教員がほとんどいない状況になる。 ・若手教員の採用者数を増やすため、週20時間勤務の短時間勤務職員2名を同一の職に並立任用することにより1名の若手教員の採用枠が確保できる。 ・以上のように、育児休業法と同様に高齢者部分休業においても並立任用を可能とする制度創設を提案するものである。	E	I	ご提案は教員を対象とした内容となっていますが、本件の対応の可否については、地方公務員制度に関する検討を要するものであり、まずは総務省の回答をご参照いただきますようお願いします。			E	I			E	I		若手教員採用による学校活性化	1094010	秋田県	秋田県	総務省 文部科学省
0800500	地方公務員の高齢者部分休業の取得可能年齢の下限の引き下げ	地方公務員法第26条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律第13条	定年退職日から5年を超えない範囲内において条例で定める期間遡った日の後、職員が希望する日から定年退職日までの期間、勤務時間の一部について勤務しないことが可能となっています（高齢者部分休業、地方公務員法第26条の3）。	高齢者部分休業における短時間勤務職員による並立任用制度の導入を前提として、数員については、その対象者を拡大するため、高齢者部分休業の取得可能年齢の下限を現行の55歳から50歳に引き下げる。	・学校においては、20代の若手教員、30代、40代の中堅教員、50代の熟練教師がバランスよく配置されることにより、世代間における知識経験の継承が可能であり、また、児童生徒にとっても多様な世代の教師に触れることが望ましい。 ・秋田県教育委員会の教員の年齢構成は別紙1のとおり、40代が多く、20代が極端に少なく、年齢構成がアンバランスになっている。 ・少子化の進展、学校の統廃合等により教職員定数が減少しており、平成21年度からは4年間程度、小中学校における採用者が0となる見込みである。 ・このまま推移すれば学校現場の教員のほとんどが40代、50代となり、若手教員がほとんどいない状況になる。 ・若手教員の採用者数を増やすため、週20時間勤務の短時間勤務職員2名を同一の職に並立任用することにより1名の若手教員の採用枠が確保できる。 ・以上のように、育児休業法と同様に高齢者部分休業においても並立任用を可能とする制度創設を前提としつつ、並立任用対象者を拡大するために、高齢者部分休業の取得可能年齢を55歳から50歳に引き下げを提案するものである。	E	I	ご提案は教員を対象とした内容となっていますが、本件の対応の可否については、地方公務員制度に関する検討を要するものであり、まずは総務省の回答をご参照いただきますようお願いします。			E	I			E	I		若手教員採用による学校活性化	1094020	秋田県	秋田県	総務省 文部科学省
0800600	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移管 （社会教育について）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、社会教育法等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。	地方自治法第180条の8（学校に関することを除く）地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号（学校に関することを除く） 文化財保護法・社会教育法・図書館法中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち。①社会教育　②文化財保護　③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策を一層推進する。 提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。	F（平成19年10月9日構造改革特区推進本部決定済み）	—	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局において補助執行や事務委任を行うことが可能です。 なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについて、平成19年10月9日の構造改革特別区域推進本部決定等を踏まえつつ、社会教育行政における政治的中立性の担保等に留意しながら、中央教育審議会において検討を進めているところです。	社会教育に関する権限の移譲について、中央教育審議会における検討状況及び今後のスケジュールを具体的に回答されたい。		F（平成19年10月9日構造改革特区推進本部決定済み）	—	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局において補助執行や事務委任を行うことが可能です。 なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについては、行政官、民間の有識者、学識経験者の意見を幅広く聞いながら、中央教育審議会において検討を進めているところです。	社会教育に関する権限の移譲について、再度、中央教育審議会における検討状況及び今後のスケジュールを具体的に回答されたい。		F（平成19年10月9日構造改革特区推進本部決定済み）	—	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局において補助執行や事務委任を行うことが可能です。 なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについて、平成19年10月9日の構造改革特別区域推進本部決定等を踏まえつつ、社会教育行政における政治的中立性の担保等に留意し、中央教育審議会において検討が進められ、平成20年2月に答申が行われました。 文部科学省としては、この中央教育審議会の答申を踏まえて平成19年度中に検討し、結論を得る予定です。		1113010	千代田区	東京都	総務省 文部科学省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
080070	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移管（文化財保護について）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号	〇地方自治法 第百八十条の八　教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。 〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （教育委員会の職務権限） 第二十三条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一～十三　（略） 十四　文化財の保護に関すること。 十五～十九　（略） 〇文化財保護法において、教育委員会が行う文化財保護に関する事務が定められています。	地方自治法第180条の8（学校に関することを除く） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号（学校に関することを除く） 文化財保護法・社会教育法・図書館法中、 教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、①社会教育　②文化財保護　③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策を一層推進する。 提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。	C	－	教育委員会制度は、住民の信託を受けた地方公共団体の長が議会の同意を得て任命した委員で構成される教育委員会が、住民の意向や地域の特性も踏まえ、責任を持って、地方公共団体の教育、学術、文化に関する行政を行う制度です。 文化財に関する行政は、 ①　文化財の保護の側面と、文化財が地域づくりや観光に資するという側面とが相反する場合が生じかねないために、そのバランスを適正に担保する必要がある。このため、首長部局の行う開発行為や観光施策等とのバランスを担保する上で、首長とは独立した機関である教育委員会において最終的なチェックを行う必要がある。 ②　文化財は一旦滅失・き損すれば原状回復が困難であるため、首長の交代によって保護方針が大きく変わることなく、継続して行政が行われるよう、首長から独立した教育委員会が担当する必要がある。 ③　文化財の保存・活用に当たって、特定の団体・個人への配慮により方針が曲げられることのないよう、公正性・中立性の確保が強く求められる。このため、首長の判断により意思決定がなされる首長部局に対し、合議体である教育委員会が最終的な権限を有しておく必要がある。 という観点から、教育委員会が行う必要があります。 また、改正教育基本法第2条第5項においては、教育の目標として、伝統と文化を尊重する態度を養うことが規定されており、我が国の歴史や文化を正しく理解するために必要な文化財保護については、教育委員会において、教育行政と一体的に進めていくべき重要性が増しているところです。 平成17年10月、平成19年3月の中央教育審議会答申を受けて、166通常国会に提出され、成立した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」においては、教育委員会の所掌事務のうち、文化、スポーツに関する事務は、地方公共団体の判断により首長が担当できるものとされたところですが、文化財保護の事務については、学校教育や社会教育と同様、引き続き教育委員会が所管することとされたところです。	右の提案主体の意見にあるように、①首長部局における総合的な視点からの施策展開及び②外部専門家等の評価機関を設置することで中立性・公平性を確保することの観点を踏まえ、再度検討し回答されたい。	区長部局に移管することにより、歴史、文化、観光、まちづくり、景観等と連携し、総合的な視点から施策展開が図られることで、より文化財価値の向上がもたらされると考える。 また、中立性・公平性については、区長部局内においても外部専門家等の意見をきく評価機関を設置することで、十分可能と考える。	C	－	文化財の保存と活用に当たっては、首長部局の行なう他の関連する行政分野（観光やまちづくり等）との調和のとれた施策展開を行なうことは大変重要なことであり不可欠と考えます。そのため、首長部局と教育委員会は緊密な連携・調整を図ることが望まれますし、必要に応じて有識者等の意見を聞くことも有用と考えられます。 しかしながら、文化財は国民共有の財産であり、また、現在の国民の為に活用されるとともに、将来の国民のために確実に保存・継承されることが必要であるという性質を持つものであります。また、一旦滅失・き損すると原状回復が困難であるため、長期的に一貫した保護の方針のもとに保存・活用が行なわれることが必要であり、首長の交代によりその保護の方針が変わったり、特定の団体・個人への配慮により保護の方針が曲げられることがあってはならず、他の事務事業以上に公正性・中立性の確保が強く求められています。そのため、文化財の保護については、教育委員会が最終的な権限を有するものとなっております。 また、文化財保護の権限を首長部局に移した上で、公正性・中立性の確保のための評価機関を置いた場合であっても、当該機関が首長とは独立した権限を持たない諮問機関であり、首長に最終権限が留保されている以上、十分なチェック機能が担保できないおそれがあるため、文化財保護の方針における公正性や中立性の確保のためには、最終的な権限は首長部局から独立した教育委員会が有することが適当と考えます。	右の提案主体の意見を踏まえ、回答されたい	文化財は区民・国民共通の財産であり、学術的な検討は勿論であるが、地域・区民・世論の動向も踏まえ、まちの中でどのように活かしていくべきかも判断されるべきである。このことから、外部専門家による評価機関とともに、パブリックコメント等を活用するなどして、公正性・中立性を保ちつつ、総合的に検討していくべきである。	C	－	文化財の保存と活用に当たっては、首長部局の行なう他の関連する行政分野（観光やまちづくり等）との調和のとれた施策展開を行なうことは大変重要なことであり不可欠と考えます。そのため、首長部局と教育委員会は緊密な連携・調整を図ることが望まれますし、必要に応じて有識者等の意見を聞くことも有用と考えられます。 しかしながら、文化財は国民共有の財産であり、また、現在の国民の為に活用されるとともに、将来の国民のために確実に保存・継承されることが必要であるという性質を持つものであります。また、一旦滅失・き損すると原状回復が困難であるため、長期的に一貫した保護の方針のもとに保存・活用が行なわれることが必要であり、首長の交代によりその保護の方針が変わったり、特定の団体・個人への配慮により保護の方針が曲げられることがあってはならず、他の事務事業以上に公正性・中立性の確保が強く求められています。そのため、文化財の保護については、教育委員会が最終的な権限を有するものとなっております。 また、文化財保護の権限を首長部局に移した上で、公正性・中立性の確保のための第三者機関を置いた場合であっても、当該機関が首長とは独立した権限を持たない諮問機関であり、首長に最終権限が留保されている以上、十分なチェック機能が担保できないおそれがあるため、文化財保護の方針における公正性や中立性の確保のためには、最終的な権限は首長部局から独立した教育委員会が有することが適当と考えます。 なお、必要な場合には、地方自治法第180条の7の事務の委任・補助執行の規程を活用して、文化財保護に関する業務の一部を首長部局で行うことも可能となっています。		1113011	千代田区	東京都	文部科学省
080080	地域の活性化を図るため、地域を限った大学獣医学部の設置の許可	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成十五年三月三十一日文部科学省告示第四十五号）	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。	平成１５年３月３１日文科省告示第４５号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	（具体的事業の実施内容） 都市再生機構が行う今治新都市開発整備事業により整備した高次都市機能用地に、学校法人加計学園が、大学獣医学部を設置し、若者の流出により厳しさを増す地方都市に若者を呼び、大学を核として市域への食品産業や製薬・動物関連企業等の立地を促進することで地域再生を果たしたい。 （提案理由） 今治市、都市再生機構及び愛媛県は、3者で大学誘致に努めてきたが、大学立地は地の利（都市の利便や若者の人気）にその成否が左右されるといわれる中で不調に終わり、進学等に伴う若者の流出や人口減少により都市の活力の低下が続いている。そうした中で、現在、文部科学省が定員増を規制している獣医学部の設置を今治市において認めて頂ければ特区が地の利となって地域再生を図ることが可能になる。獣医学部（科）は、これまで約40年間新設されておらず、全国930人の定員の内、西日本には国公立大学の165人しか定員がなく、四国には1つも獣医学部がない。農林水産省が本年5月に公表した「獣医師の需給に関する検討会報告書」でも四国は産業系、小動物系とも将来の需要に対する供給が不足するとされている。このため、今治市において、新興の動物の伝染病や人獣共通の感染症に対応でき、また魚病学の研究を深めるなど先端的かつ特色のある人材養成を行いたい。懸念されている定員増に伴う獣医師の質の低下についても全国的な規制緩和でなく特区での限定的な定員増であればあまり影響はないもの考えられる。今治市及び愛媛県は、大学誘致と大学を核とする企業誘致で地域再生を図り、将来の四国地域における獣医師の需給緩和に寄与する特区を提案する。	C	Ⅲ	獣医関係学部・学科の入学定員に係る規制の在り方については、基本的には、全国的な獣医師の需給バランスを踏まえて全国的な対応として検討することが適切であると考えます。 なお、獣医関係学部・学科の入学定員の検討あたっては、ご指摘のありました「獣医師の需給に関する検討会報告書」の内容を十分に踏まえることが必要であると考えています。 同報告書においては、複数の前提条件に基づく獣医師の需給見通しが示されており、総体として今後獣医師が不足するか否かは、犬猫1頭当たりの診療回数、小動物獣医療の効率化、飼育動物の飼養頭数等の前提条件によって、供給が不足する場合から供給が過剰となる場合まで獣医師全体の需給は変化するものの、そのうち、産業動物診療獣医師については、今後不足する傾向にあるとしています。 また、同報告書においては、獣医師の活動分野、地域偏在が発生する要因や獣医師免許保有者の一定割合が獣医事に従事していない要因をより詳しく分析し、これを是正する取組みを強化すべきことが指摘されており、これらの取組等の状況も踏まえ、獣医師の確保の観点や獣医学教育の国際的水準の確保等の観点も踏まえつつ、関係各方面とも調整の上、獣医関係学部・学科の入学定員について慎重に判断していく必要があると考えます。	貴省回答より、関係各方面とも調整の上、獣医関係学部・学科の入学定員について慎重に判断していく必要がある、とのことだが、今後の具体的な調整等のスケジュールを回答されたい。 また、併せて右の提案主体の意見について回答されたい。	地方都市が、大学誘致により若者を確保し地域再生を図る場合、学生の確保が難しいため、志願倍率の高い学部・学科を求める必要がある。獣医関係学部・学科は、約40年間定員が規制され、平均志願倍率も約20倍と高倍率のため、特区により入学定員の規制の解除を地域に限定して行っていただくことで、地方の再生や活性化を応援していただきたい。また、獣医師の偏在は現在の東高西低（人口約半数の西日本で18%）の養成機関の配置がその要因の一つであると考えられ、今回の提案は、四国ブロックの獣医師の安定的な需給に寄与すると思われるため、この点も踏まえて地域限定での緩和を検討いただきたい。	C	Ⅲ	獣医関係学部・学科の入学定員に係る規制の在り方については、獣医師の活動分野、地域偏在が発生する原因や獣医師免許を保有しながらも獣医事に従事していない要因の分析、是正のための取組みを踏まえつつ、基本的には、全国的な対応として検討することが適切であると考えます。 今後は、獣医関係学部・学科の入学定員に係る規制について、農林水産省を含む関係方面とも連携し、獣医師確保の観点や獣医学教育の国際的水準の確保等の観点も踏まえつつ、慎重に検討していきます。	貴省回答より、獣医師の活動分野、地域偏在が発生する原因や獣医師免許を保有しながらも獣医事に従事していない要因の分析、是正のための取組みについては、どの省庁が行うべきか、基本的には、全国的な対応として検討することが適切であるとする理由、及び農林水産省を含む関係方面と連携し検討していく今後の具体的なスケジュールについて、右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	獣医師の活動分野、地域偏在が発生する原因は、処遇や養成機関の立地の偏在にあり、獣医事に従事していない獣医師免許保有者への取組みを是正しても、四国における供給不足の解消にはならないのではないか。 国際水準に対応した養成機関の新設は、適正な競争を誘引し、教育水準を向上させると考えられないか。 「全国的な対応として検討することが適切」とのことであるが、特区では対応できないとする具体的な理由は何か。また、全国的な対応として今後検討されるならば、そのスケジュール、結論の目途を明らかにされたい。 なお、獣医関係学部・学科の入学定員に係る規制を検討するに当たり、農林水産省と具体的にどのような連携をするのか。	C	Ⅲ	獣医関係学部・学科の入学定員について所掌する文部科学省においては、獣医行政を所掌する農林水産省による将来の獣医師の必要数の推計などを十分に踏まえ、判断することとしています。 本入学定員の在り方を検討するにあたっては、昨年5月に農林水産省が公表した「獣医師の需給に関する検討会報告書」の内容を十分に踏まえつつ、獣医師資格は全国共通であることから、基本的には、全国的な獣医師の需給バランスを踏まえて全国的な対応として検討することが適切であると考えます。 しかしながら、同報告書においては、複数の前提条件に基づく獣医師の需給見通しが示されており、産業動物診療獣医師については、今後不足する傾向にあるが、総体として今後獣医師が不足するか否かは、犬猫1頭当たりの診療回数、小動物獣医療の効率化、飼育動物の飼養頭数等の前提条件によって、供給が不足する場合から供給が過剰となる場合まで獣医師全体の需給は変化するものとされており、明確な供給不足あるいは供給過剰といった見解は示されていません。 また、同報告書においては、獣医師の活動分野、地域偏在が発生する要因や獣医師免許保有者の一定割合が獣医事に従事していない要因をより詳しく分析し、これを是正する取組みを強化すべきことが指摘されております。 文部科学省としては、農林水産省が今後行う獣医師の活動分野、地域偏在が発生する要因や獣医師免許保有者の一定割合が獣医事に従事していない要因の分析及びこれらを是正する取組等の状況や、平成22年を目途に農林水産省で定める獣医療法に基づく獣医療の提供体制の整備のための基本方針に関する議論の動向等も踏まえ、関係各方面から獣医師の確保の観点等の意見をお聞きしながら、また、併せて獣医学教育の国際的水準の確保の観点にも留意しつつ、獣医関係学部・学科の入学定員の在り方について、検討を進めていきたいと考えています。		1037010	今治市、愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省
080090	国立大学法人による出資の対象の拡大	国立大学法人法第22条第1項第6号 国立大学法人法施行令第3条	国立大学法人の出資の対象については、「技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者」として、特定大学技術移転事業を実施する者（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律による承認を受けた技術移転機関（以下「承認TLO」という。））が対象となっています。	現行制度においては、国立大学による出資の対象は、当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業である特定大学技術移転事業を実施する者に限られているが、これを当該国立大学における研究活動等の成果であって、技術に関するものを含め、地域活性化や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業を実施する者にまで拡大する。なお、出資の比率については50%未満を上限とする。	地域に密着した大学の役割という観点から、地域の再生や新しい地域産業の創出につながる研究の成果を当該地域において活用するための事業は出資の対象として適当である。また、国立大学の自由な活動という観点から、出資の範囲を限定することは妥当ではない。加えて、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的からしても妥当である。そこで、国立大学を地域再生及び地域の生産性向上のエンジン、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれずに国立大学としての総合力を発揮し、地域の再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、民間事業者が行う事業への出資等を通じて効果的に推進し、地域における新産業集積の形成、地域企業の生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図るものである。本件については、これまで数回にわたって提案を行ってきたところであり、前回の提案に対して、文部科学省から「国立大学法人の出資対象の拡大については、教育再生会議第二次報告の提言に盛り込まれた大学発ベンチャーなど、その対象範囲のほか、事業の公益性や成熟性を担保するための条件や政策的見地からの必要性等について検討中です。」との回答があったところである。そこで、今回は、それらを踏まえ、対象範囲、事業の公益性及び成熟性を担保するための条件、政策的見地からの必要性等についても、別添補足資料1のとおり具体的な提案を行う。	C	－	いわゆる承認TLOについては、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に基づき、特定大学技術移転事業（大学における技術に関する研究成果について、特許権等の譲渡等により、当該研究成果の活用を行うことが適切かつ確実と認められる民間事業者に対し移転する事業であって、当該大学における研究の進展に資するもの）の実施に関する計画について、文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けています。 このように、出資対象とするに足るだけの公益性や事業として捕捉しうるに足るだけの成熟性が担保されています。 また、産学官連携・知的財産戦略の中での位置づけの重要性にかんがみて、政策的見地から出資対象とする必要性が高いものです。 したがって、出資対象の拡大に当たっては、これら事業の公益性、成熟性、政策的見地からの必要性について、承認TLOの場合と同様の担保等が必要になると考えています。 ご提案主体からお示しいただいた対象範囲、事業の公益性や成熟性を担保するための条件、政策的見地からの必要性等については、国立大学法人の「本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの」として整理できるかどうかについて、より具体的に内容を検討する必要があることや、承認TLOの場合と同様の公益性や成熟性の担保等の仕組みが必要なことから、今後とも十分な検討が必要であり、現段階では、直ちに「出資対象に含める」と判断することは困難であると考えています。 なお、国立大学法人の出資対象の拡大については、教育再生会議第二次報告（平成19年6月1日）の提言に盛り込まれた大学発ベンチャーなど、その対象範囲のほか、事業の公益性や成熟性を担保するための条件や政策的見地からの必要性等について引き続き検討中です。ご提案の事業の取扱いについては、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたいと考えています。	右の提案主体の意見について回答されたい。また、引き続き検討中とのことであるが、具体的な検討スケジュールを示すことはできないか。検討し回答されたい。	貴省ご回答においては、いわゆる承認TLOについては、産学官連携・知的財産戦略の中での位置づけの重要性、及び出資対象とするに足るだけの公益性や事業として捕捉しうるに足るだけの成熟性の担保を理由に、出資対象として妥当であるとしているが、①何をもって重要であるとしているのか、並びに②文部科学大臣及び経済産業大臣の承認の外、何をもって公益性及び成熟性が担保されているとしているのか、その根拠を示されたい。併せて、「本来業務及びそれに附帯する業務」として整理の可否、公益性及び成熟性の担保等の仕組みの考え方に関し、貴省における検討のポイントについて教示されたい。	C	－	①　承認TLOを出資対象とすることについては、「国立大学法人（仮称）における産学官連携の在り方について（審議の概要）」（平成13年12月11日科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会）や、「知的財産戦略について」（平成14年12月総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会）における提言等を踏まえ、産学官連携・知的財産戦略の中で重要であると考えています。 ②　承認TLOについては、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に基づき、特定大学技術移転事業の実施に関する計画について、文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けており、このような制度的担保をもって、公益性及び成熟性が担保されていると解しています。 また、「本来業務及びそれに附帯する業務」としての整理の可否については、研究の成果を単に「活用」する大学発ベンチャーや、「技術」に関するものに限らず、人文科学・社会科学系の研究の成果を活用する大学発ベンチャーなどを対象とする場合には、業務規定の改正が必要となると考えています。 さらに、公益性及び成熟性の担保等の仕組みについては、承認TLOの場合と同様の担保等の仕組みが必要であると考えています。 なお、ご提案の事業の取扱いについては、今後とも、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたいと考えています。	右の提案主体の意見を踏まえ、回答されたい	貴省ご回答にある「国立大学法人（仮称）における産学官連携の在り方について（審議の概要）」においては、産学連携に関する機能の一つとして「大学の成果や資源を活用して将来の起業に結びつける（初期段階のインキュベーション）機能」が挙げられ、こうした機能に基づく活動を国立大学法人が業務として実施できるようにすることが望ましいとされている。したがって、重要性についてはTLOと同等であると解することができるのではないか。また、承認TLOと同様に、出資に関する計画等について文部科学大臣の承認に係らしめることとする等の仕組みが整備されれば、研究の成果を活用した事業への出資は可能となると解してよろしいか。	C	－	出資対象とするためには、それに足るだけの政策的見地からの重要性、公益性及び成熟性の担保が必要であり、御指摘の活動が、これら3つの観点に関する要件を満たしており、それが承認TLOのようなスキームによって確認できるのであれば、制度改正をした上で、対応は可能となると考えます。	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	1085020	（株）三井物産戦略研究所	東京都	文部科学省
080100	独立行政法人（国立大学法人）による余裕金の運用方法の拡大	独立行政法人通則法第47条 国立大学法人法第35条 国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて（平成17年3月29日付16文科高第1012号）	国立大学法人の余裕金の運用方法については、①国債、地方債、政府保証債その他主務大臣の指定する有価証券、②銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金、③信託業務を営む金融機関への金銭信託となっています（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第47条）。 なお、現行制度において、国立大学法人が寄附及び特許等の譲渡又は実施権の設定等の対価により株式及びストックオプションを取得することは可能となっています（平成17年3月29日付16文科高第1012号）。 ※国立大学法人の出資に関する制度の現状については、管理コード080090「国立大学法人による出資の対象の拡大」の回答を参照ください。	国立大学法人が当該国立大学における研究活動等の成果であって、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業に出資する場合、当該国立大学と共同で研究、事業等を行う民間企業から寄附を受けた場合等については、業務上の余裕資金について、法第47条各号に定めるものの外、株式等によっても弾力的に運用できることとする。	地域に密着した大学の役割という観点から、地域の再生等につながる研究の成果を活用する事業であっても出資ができないこととするのは妥当ではない。また、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的からしても妥当であり、そうした活動を行う国立大学に対する民間企業からの寄附についても、研究環境を充実させる目的で行われたものであるから、その目的の範囲を逸脱しない限り、できる限り自由な形態での運用を認めるべきである。そこで、国立大学を地域再生等のエンジン、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれずに国立大学としての総合力を発揮して、地域再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、民間事業者が行う事業への出資等を通じて効果的に推進し、地域における新産業集積の形成、地域企業の生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、寄附の株式等による運用も含め、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実図るものである。本件については、前回も提案を行い、文部科学省から「国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告の提言に盛り込まれた民間寄附金の投資信託への運用など、その対象範囲のほか、業務の安定的運営を担保するための条件等について検討中です。」との回答があったところである。そこで、今回はそれらを踏まえ、対象範囲、業務の安定的運営を担保するための条件等についても、別添補足資料2のとおり具体的な提案を行う。	C	－	独立行政法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」を担うべき法人であり、国からその業務の財源に充てるための所用の財源措置が講じられることからみても、業務を安定的に運営することに対する要請は高く、投機的な金融取引による投資リスクを負ってまで収益を獲得することが要求されているわけではないと考えられています。このため、独立行政法人通則法第47条の規定によって余裕金の運用をいわゆる安全資産に限定することとされ、国立大学法人についても、国立大学法人法第35条において当該規定を準用することにより、同様の取扱いとしています。 ご提案主体からお示しいただいた対象範囲や業務の安定的運営を担保するための条件等については、国立大学法人の「本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの」として整理できるかどうかについて、より具体的に検討する必要があることや、元本保証のない金融商品での運用を容認するだけの担保の仕組みが必要なことから、今後とも十分な検討が必要であり、現段階では、直ちに余裕金の運用方法を拡大することは困難であると考えています。 国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告（平成19年6月1日）の提言に盛り込まれた民間寄附金の投資信託への運用など、その対象範囲のほか、業務の安定的運営を担保するための条件等について引き続き検討中です。ご提案の内容の取扱いについては、文部科学省として、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたいと考えています。 ※地域の再生等につながる研究の成果を活用する事業への出資については、管理コード080090「国立大学法人による出資の対象の拡大」の検討要請に対する回答を参照ください。	右の提案主体の意見について回答されたい。また、引き続き検討中とのことであるが、具体的な検討スケジュールを示すことはできないか。検討し回答されたい。	まず、当方の提案は業務の安定性を損なうようなリスクの高い投機的な金融取引を行うという趣旨を含むものではなく、国立大学法人が自らの研究成果を活用した事業の実施について、自らの出資によってこれを行うことを可能とすることを目指すものである。したがって、そのために必要な条件、仕組みの整備については当方としても重要であると考えており、条件等についても併せて提案を行ったところである。貴省ご回答にある元本保証のない金融商品での運用を容認するだけの担保の仕組み、業務の安定的運営を担保するための条件等に関して、貴省における検討のポイントについて教示されたい。	C	－	元本保証のない金融商品での運用を容認するだけの担保の仕組みや、業務の安定的運営を担保するための条件等については、運用の弾力化に伴い、公的資金に係る資産が減じることがないような仕組みを整備するとともに、運用の程度についても、国立大学法人の公共的性格にかんがみ、リスクが高い金融商品にまで拡大することは避ける必要があると考えています。 ご提案の内容の取扱いについては、文部科学省として、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたいと考えています。	右の提案主体の意見を踏まえ、回答されたい	貴省ご回答については、基本的には理解できるところであるが、まず、公的資金に係る資産が減じることがないような仕組みに関して、これを強調しすぎた場合、実質的に運用が不可能となるか、運用の実益が著しく減じられる可能性があるものと考えられる。具体的にどのような仕組みが適すると考えられるのか、検討の状況を教示されたい。また、国立大学法人の公共的性格に重きを置きすぎた場合についても同様であり、どの程度のリスクまでであれば許容できると考えられるのか、そのメルクマール等について教示されたい。	C	－	国立大学法人の余裕金の運用の拡大については、教育再生会議第二次報告等を踏まえ、寄付金等の自己収入を原資とする部分に限って、元本保証のない金融商品での運用を可能とする仕組みを検討しているところです。 また、国立大学法人の公共的性格にかんがみ、リスクの高い金融商品にまで運用対象を拡大することは適当でないため、元本保証はないものの投機的でもない金融商品を対象とする方向で検討しているところです。	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	1085030	（株）三井物産戦略研究所	東京都	総務省 文部科学省
080110	医学部入学定員要件の緩和	・閣議決定（「今後における行政改革の具体化方策について」（昭和57年9月）、「財政構造改革の推進について」（平成9年6月）） ・「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日　医師の需給に関する検討会） ・総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意（平成18年8月） ・新医師確保総合対策（平成18年8月31日　地域医療に関する関係省庁連絡会議） ・緊急医師確保対策（平成19年5月31日　政府・与党） ・「緊急医師確保対策」に関する取組について（平成19年8月30日　地域医療に関する関係省庁連絡会議）	・引き続き医学部定員の削減に取り組むこととされています。 ・医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10年に限り10名を限度として医師養成数の増を認めることとされています。 ・全都道府県において、平成２１年度から最大9年に限り5名を限度（北海道については15名）として医師養成数の増を認めることとされています。	「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日）の内容を踏まえ、人口に比して国公立大学医学部等の定員が少ない県に対して、定員の暫定的な調整を容認し、現定員とは別枠の定員を認める。	（実施内容）　県が養成するへき地医療従事を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。 なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。 （提案理由）　平成16年の人口100万人当たりの医学部定員は全国平均59.7人に対して本県は35.8人（全国41位）と非常に低位にあり、本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。	D	－	本年5月に政府・与党が一体となって取りまとめた 「緊急医師確保対策」に基づき、全都道府県において、都道府県が奨学金を設定するなど、一定の条件を満たした場合、将来の医師の養成を前倒しするとの趣旨の下、現行の当該県内の医師の養成数に5名を上限に上乗せする暫定的な調整の計画を容認することとします。	右の提案主体の意見を踏まえて回答されたい。	〇既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているところである。 〇「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日）では、「人口に比して医学部定員が少ないために未だ医師が不足している県の大学医学部に対して、・・定員の暫定的な調整を検討する必要がある」とされているところであり、その内容を反映した形で提案の実現を図っていただきたい。	D	－	本年5月に政府・与党が一体となって取りまとめた「緊急医師確保対策」に基づき、全都道府県において、都道府県が奨学金を設定するなど、一定の条件を満たした場合、将来の医師の養成を前倒しするとの趣旨の下、現行の当該県内の医師の養成数に5名を上限に上乗せする暫定的な調整の計画を容認することとしています。	右の提案主体の意見を踏まえ、回答されたい	〇「緊急医師確保対策」により、全都道府県で医師養成数5名増が認められたことは承知している。 〇それとは別に、10道県で医師養成増を認めた「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日）の内容を踏まえた提案の実現を求めているところであり、本県の実情に鑑み、提案の実現を図っていただきたい。	D	－	「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日）の内容も踏まえ、「新医師確保総合対策」及び「緊急医師確保対策」をとりまとめ、全都道府県において、都道府県が奨学金を設定するなど、一定の条件を満たした場合、将来の医師の養成を前倒しするとの趣旨の下、現行の当該県内の医師の養成数に5名を上限に上乗せする暫定的な調整の計画を容認することとしています。		1093040	兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省
080120	医学部入学定員要件の緩和	・閣議決定（「今後における行政改革の具体化方策について」（昭和57年9月）、「財政構造改革の推進について」（平成9年6月）） ・「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日　医師の需給に関する検討会） ・総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意（平成18年8月） ・新医師確保総合対策（平成18年8月31日　地域医療に関する関係省庁連絡会議） ・緊急医師確保対策（平成19年5月31日　政府・与党） ・「緊急医師確保対策」に関する取組について（平成19年8月30日　地域医療に関する関係省庁連絡会議）	・引き続き医学部定員の削減に取り組むこととされています。 ・医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10年に限り10名を限度として医師養成数の増を認めることとされています。 ・全都道府県において、平成２１年度から最大9年に限り5名を限度（北海道については15名）として医師養成数の増を認めることとされています。	新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を2次保健医療圏毎に算定し、基準を満たす地域に新たに派遣する医師については、現定員とは別枠の定員を認める。	（実施内容）　県が養成するへき地医療従事を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。 なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。 （提案理由）　本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。	D	－	本年5月に政府・与党が一体となって取りまとめた 「緊急医師確保対策」に基づき、全都道府県において、都道府県が奨学金を設定するなど、一定の条件を満たした場合、将来の医師の養成を前倒しするとの趣旨の下、現行の当該県内の医師の養成数に5名を上限に上乗せする暫定的な調整の計画を容認することとします。	右の提案主体の意見を踏まえて回答されたい。	〇既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているところである。 〇「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日）では、「人口に比して医学部定員が少ないために未だ医師が不足している県の大学医学部に対して、・・定員の暫定的な調整を検討する必要がある」とされているところであり、その内容を反映した形で提案の実現を図っていただきたい。	D	－	本年5月に政府・与党が一体となって取りまとめた「緊急医師確保対策」に基づき、全都道府県において、都道府県が奨学金を設定するなど、一定の条件を満たした場合、将来の医師の養成を前倒しするとの趣旨の下、現行の当該県内の医師の養成数に5名を上限に上乗せする暫定的な調整の計画を容認することとしています。	右の提案主体の意見を踏まえ、回答されたい	〇「緊急医師確保対策」により、全都道府県で医師養成数5名増が認められたことは承知している。 〇それとは別に、10道県で医師養成増を認めた「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日）の内容を踏まえた提案の実現を求めているところであり、本県の実情に鑑み、提案の実現を図っていただきたい。	D	－	「医師の需給に関する検討会報告書」（平成18年7月28日）の内容も踏まえ、「新医師確保総合対策」及び「緊急医師確保対策」をとりまとめ、全都道府県において、都道府県が奨学金を設定するなど、一定の条件を満たした場合、将来の医師の養成を前倒しするとの趣旨の下、現行の当該県内の医師の養成数に5名を上限に上乗せする暫定的な調整の計画を容認することとしています。		1093050	兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
080130	ボランティア活動による大学での単位取得	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第19条、第21条第1項、同条第2項、第25条第1項	大学設置基準第において、授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技ののいずれかにより又はこれらの併用により行うものとされています。また、実習については30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とされています。	現行法を緩和し、大学において、各学生によるボランティアの活動実績・報告による単位取得を可能にする。	◆実施内容 各学生が地域の公共機関・施設を通したボランティア活動を行い、活動報告を大学に提出。一定の基準を満たした学生に対し、単位を認定する。本授業においては担当教員は置かず、㈱パソナより、学生の活動に対し評価を行い、その評価に基づき大学は単位の認定を行う。（㈱パソナ作成の単位認定基準等詳細は添付資料参照）。 ◆提案理由 昨今、犯罪の低年齢化・核家族化等により、地域教育の重要性が叫ばれている。現在、大学設置基準第２９条の規定により、大学においてボランティア活動を取り入れた授業科目は開設されているが、実施にあたっては、あくまで大学の授業の中で、当該教育施設等と必要事項を協定書に定め、担当教員の指導計画の下に実施されることが適当であると前回提案時に回答を頂いているところである。しかし、この体制では、ボランティアの受け入れ先の数が限られ、学生に幅広い分野でのボランティア経験の機会を提供することが困難であると思われる。 そこで本特例措置により、㈱パソナと大学で協定を締結し、ボランティア受け入れ先の仲介及び活動に対する評価を行い、担当教員を置かない授業を設けることで、学生の自主性を育て、経験できるボランティアの幅を広げる。大学・学生と地域の公共教育機関のパイプを作り、若い力による地域教育の発展・充実、ボランティアがより身近にある社会の創造、より社会性のある教員育成を目指す。	C	－	大学のカリキュラムは、各大学が定める人材養成上の目的にそって各大学自らが体系的に編成することが必要です。 ボランティア活動を取り入れた授業科目を開設する場合についても、当該大学の人材養成上の目的を踏まえ、当該授業を通じてどのような能力を育成することを目指すのか明らかにした上で、 ① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている ③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している ④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる など、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要です。 このような位置付けのない単なる社会経験や実務経験に対して単位を授与することは、単位や学位の国際的な通用性の観点から、特区においても対応することは困難です。 なお、授業科目としてではなく、学生が主体的にボランティア活動に参加するための機会を提供する観点から、左記のようなあっせん、仲介事業を行うことは現在でも可能です。	貴省回答に示されている要件を満たせば、ボランティア活動のみを大学の授業に位置付けることは可能か回答されたい。		C	－	ボランティア活動を取り入れた授業科目を大学の授業として適切に位置付けて行うためには、通常は当該授業科目の目的やその中でのボランティア活動の位置付け等に関する事前・事後の指導や、ボランティア活動の実施状況を随時把握する等の取組が必要と考えます。 これらの要件を満たしていれば、大学の授業に位置付けることは可能です。なお、実際に取組を行うに際して、ご不明な点がございましたら、何なりとご相談ください。	ボランティア活動を授業科目として位置付ける方法、要件については理解したところであるが、提案者が本来意図している、担当教員を置かない形での単なる学外のボランティア活動に対して単位認定することは不可能であると解してよいか。		C	－	貴見のとおり、担当教員を置かない形での単なる学外のボランティア活動に対して単位認定することは認められません。		1103010	㈱パソナ シャドーキャビネット	東京都	文部科学省
080140	地方自治体によるスポーツ振興投票の実施を可能に	スポーツ振興投票の実施等に関する法律	スポーツ振興投票は、本来、外形的には刑法上の富くじ罪（第187条）等の構成要件に該当する行為です。 しかし、スポーツ振興投票の実施等に関する法律において、スポーツ振興に必要な資金を得ることを目的として、施行主体、対象試合、実施方法、対象試合の開催主体、収益の使途、国会への報告、文部科学大臣の停止命令、罰則などが定められ、当該法律の公正かつ適切な運営が確保されることにより、刑法の特例として、その実施が認められています。	スポーツ振興投票は、現行では独立行政法人日本スポーツ振興センターのみが実施できることになっており、投票の対象はサッカーだけである。このスポーツ振興投票に、新たに地方自治体が投票対象を独自に定め、自ら実施する投票「地方自治スポーツ振興投票（仮称）」を含めることとする。地方自治体は、この投票による収益をスポーツ振興施策の費用に充てる。	地方自治体が、スポーツの振興に必要な資金を得るため、その住民に対してスポーツ振興投票を実施し、その収益をスポーツ施設の運営費やスポーツ行事の開催費等に充てる。 投票の対象は、あらかじめ文部科学大臣が指定した公益法人が主催する特定スポーツの全国大会とし、複数ある中から自治体が選択する。当該自治体に住所を有する19歳以上の者が参加資格を有する。ただし、当該自治体に納付すべき税金を滞納している者は参加できない。投票券は、お金がある人が有利とならないように1人1枚しか購入できないこととする。払戻金については、発売総額の50％相当額とするが、射幸心をあおりすぎないように上限は100万円とする。その他投票ルール等の詳細は、自治体が条例で定める。また、自治体は、収益の使途等を明確するため、特別会計を設置しなければならない。 この取組みに付随して、投票の対象となったスポーツの注目度アップによる普及、自治体独自の特色ある投票の実施による地域おこし、地方税滞納額の減少（投票に参加したいがために、滞納分を支払う滞納者はいるはずである。）などの効果も期待できる。 詳細は、別紙を参照されたい。	C	Ⅰ	スポーツ振興投票は、本来外形的には刑法上の富くじ罪（第187条）等の構成要件に該当する行為を、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」によって正当な行為と規定することにより、その実施が認められているものです。 このため、このような刑法の特例については、国会においても慎重な検討が行われており、スポーツ振興投票の実施等に関する法律も議員立法により成立した経緯があります。 ご提案いただいた地方自治スポーツ振興投票は、サッカー以外のスポーツ種目をくじの対象にするなど、ほとんどの条文において改正が必要となるものであり、現行のスポーツ振興投票制度と大きく異なるものです。 このため、ご提案のようなくじが発売できるか否かの是非については、刑法との関係もあり、国民世論や地方公共団体の意向等を踏まえながら、国会で十分に議論されるべきものであり、特区とは馴染まない性質のものと考えます。 なお、現行制度においても、スポーツ振興投票の売上金額の一部は、地方公共団体のスポーツ振興のために助成が行われています。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	構造改革特別区域基本方針では、「定期的に地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行うものとする。」とされているが、今回の回答ではこの提案を実現するための手段等が示されていないと思うが如何か。「国民世論や地方公共団体の意向等を踏まえながら、国会で十分に議論されるべきもの」とされているが、文部科学省において世論や意向を把握し、国会での議論の場にこの提案が挙がるように早急に対応していただけるものと解釈してよいか。	C	Ⅰ	スポーツ振興投票は、本来外形的には刑法上の富くじ罪（第187条）等の構成要件に該当する行為です。しかし、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」において、スポーツ振興に必要な資金を得ることを目的として、施行主体、対象試合、実施方法、対象試合の開催主体などが規定されることにより、刑法の特例として、その実施が限定的に認められているものです。 前回もご回答させていただいたとおり、ご提案いただいた地方自治スポーツ振興投票は、サッカー以外の種目をくじの対象にするなど、現行のスポーツ振興投票制度と大きく異なるものであり、国会で十分に議論されるべきものであることから、特区とは馴染まない性質のものであると考えます。 なお、ご提案の目的となっている地方自治体のスポーツ振興への助成については、現行のスポーツ振興投票制度にもとづいて、今後とも対応してまいりたいと考えております。			C	Ⅰ			1009010	個人	山口県	文部科学省
080150	カモシカ特区	文化財保護法第125条第1項	文化財保護法第125条第1項の規定により、史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならないこととされている。	忌避剤と防護柵が設置されているいないに関わらず、カモシカ個体数調整を実施できる特区の設置	（現状） カモシカなど野生鳥獣を保護し健全な森林を育成することは、自然環境を保全する上から極めて重要であるが、一方、林業振興を図る上で野生鳥獣による食害をできるだけ抑えることが求められている。 カモシカの成育数の増加により森林被害は深刻となっており、食害をできるだけ抑えることが求められている。現在、カモシカ保護の政策のもと、忌避剤塗布や防護柵設置による物理的、化学的防除方法により対策が実施されている。このため、個体数調整については、急峻な地形等により物理的に忌避剤塗布や防護柵設置が困難な地域のみ、頭数を限り実施されている。 （現状の対策） 忌避剤塗布 防護柵 個体数調整 （現況の問題点） ・被害対策を実施している箇所については、一定の効果が現れているが、その分、被害対策を実施していない新植造林地に被害が集中している。 ・被害拡大による林業経営意欲の低下 （代替措置） ・カモシカの食害被害者や有識者の意見を言える委員会等の設置	D	－	文化庁としては、カモシカの保護と農林業への被害の防止の両立を図るため、食害対策として、国庫補助により、忌避剤の塗布や防護策の設置などへの支援を、地方公共団体に対して行っています。 カモシカの個体数調整については、このような対策を実施しても被害が軽減されない場合であって、当該地域における農林業への被害状況、カモシカの生息状況等の科学的なデータに基づく申請に基づいて、文化財保護法による現状変更の許可をするかどうかを、専門家（文化審議会）の意見を踏まえて、文化庁長官が判断しています。（急峻な地形等により忌避剤の塗布や防護策の設置が困難な地域のみで行っているものではありません。） なお、A市については、平成8年度以降、文化財保護法の許可を得た捕獲が行われています。			D	-				D	-			1126020	A市	その他	文部科学省 環境省